

略歴



高裁判所判事  
みや がわ み つ こ

昭和三五年二月一三日生

豊橋市立書

昭和五九年  
六一三 四月  
司法修習生  
弁護士登録（第一東京弁護士会）

平成六年三月六日  
弁護士登録（第一東京弁護士会）  
ハーバード・ロースクール修了  
ニューヨーク州弁護士資格取得  
(LL.M.)

T M I 総合法律事務所パートナー  
経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的  
財産政策部会（現 知的財産分科会）委員  
一四年七月七年四月

一七年四月慶應義塾大學法科大學院講師  
一九年二月文部科學省文化審議會著作權分科會委員  
五月日本商標協會理事（令和五三五月例會長）

同年五月日本商標協会理事（令和五年五月副会長）二五年三月内閣府知的財産戦略本部有識者本部員二七年六月工スチ株式会社外取締役

二一八年六月  
二九年四月  
会員  
パナソニック株式会社外監査役  
財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科

三〇年三月  
三年四月  
平成三一年度「知財功劳賞」（経済産業大臣  
公益社団法人日本仲裁人協会理事

令和元年六月同月三菱自動車工業株式会社社外取締役日弁連知的財産センター委員長  
表彰

二年七月一般社団法人日本国際紛争解決センター理事  
三年一〇月東京地方裁判所民事調停委員  
五年一月最高裁判所判事

最高裁判所において闘争した主要な裁判  
一九四六年七月三日大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生規一項に違反する。優生規定に係る

一項に違反する（但し規定に係る自己譲りの立派行為は）国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受ける。不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができ、同条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとした（全員一致）。

宗教法人とその信者との間で締結され

者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においてはこのような不起訴の合意が公序良俗に反し無効であると判断し、さらに、宗教法人の信者らによる献金の勧誘行為が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽くさなかつた違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるため

裁判官としての心構え

昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様性に貢献できるよう努めてまいります。